

宇部市中心市街地における建築促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地での建築物等の新築又は増築に係る固定資産税相当額を支援することにより、低未利用地（空き地等）の高度利用と建築物の建設を促進し、商業の活性化及び定住人口の増加、にぎわい創出を図り、市の顔としての中心市街地の魅力向上を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域 「宇部市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月）」に定めた「中心市街地」とする。
- (2) 家屋 区域内において、新築又は増築された建築物
ただし、建築物の用途、対象業種については、要領に定めるものとする。
- (3) 土地 前号に規定する建築物等の敷地

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、平成29年1月2日以降に区域内に新築又は増築したことにより固定資産税の賦課を受ける対象となった者又は共有名義の場合はその代表となった者とする。ただし、家屋の用途が分譲型の場合にあつては要領に定める者とする。また、当該家屋の敷地である土地の所有者とする。

ただし、次に掲げる要件に該当する者は、助成対象者とししないものとする。

- (1) 市税等を滞納している者
- (2) 建築基準法、都市計画法、景観法やその他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者
- (3) 当該家屋の建設に関し、国や地方公共団体等の補助を受けている者
- (4) 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者である者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が助成金の交付をすることが不適當であると認める者

(助成対象及び助成金の額)

第4条 助成金の交付の対象及び助成金の額は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 家屋 前条に定める助成対象者に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から起算して3年度を限度として、新たに取得した家屋に係る固定資産税の額とする。
- (2) 土地 前号の期間内に、当該家屋が所在する敷地に係る固定資産税の額とする。

(申請期間)

第5条 前条の助成金の交付を申請できる期間は、当該固定資産税が課税される各年度の3月15日（当該日が土曜若しくは日曜日の場合は、翌月曜日）までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(申請手続)

第6条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、以下の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇部市中心市街地における建築促進助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 家屋の所有者名簿（様式第2号）※申請初年度のみ提出
- (3) 土地の所有者名簿（様式第3号）※申請初年度のみ提出
- (4) 対象面積計算表（様式第4号）※申請初年度のみ提出
- (5) 税外収入金の納付状況等の調査同意書（様式第5号）
- (6) 誓約書（様式第6号）※申請初年度のみ提出

2 前項に規定する申請書に添付する図書は、要領に定めるものとする。ただし、新たに固定資産税が課せられることとなった翌年度及び3年度目の申請については、添付する図書の内容に変更がない場合は、省略することができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を精査し、交付決定又は却下したときは、宇部市中心市街地における建築促進助成金交付決定（却下）通知書（様式第7号）により、助成対象者に通知するものとする。

2 予算の範囲内の額とする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、宇部市中心市街地における建築促進助成金交付請求書（様式第8号）により交付決定を受けた年度の末までに請求するものとする。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の請求があったときは、交付決定者に対して、課税された固定資産税等の全額の納付を確認後、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、指定された金融機関への口座振込みにより行うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付の決定を取り消しすることができる。

- (1) 市税等に滞納が発生したとき。
- (2) 最初の当該助成金の交付の決定を受けた日から3年未満で当該家屋を取り壊し又は売却したとき。
- (3) 交付決定者が提出した書類、これに付した条件、法令又はこの要綱に偽りその他不

正があった、又は市長の指示に従わないとき。

- (4) 交付決定者の家屋が賃貸住宅や賃貸事務所等の場合、その借受人が宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに暴力団員密接関係者であると判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、助成対象者に対し、宇部市中心市街地における建築促進助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、交付決定者に対し、宇部市中心市街地における建築促進助成金返還命令書（様式第10号）により、交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により、助成金の返還通知を受けた交付決定者は、当該助成金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（遅延利息）

- 第12条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに当該交付決定者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を当該交付決定者に発するものとする。

- 2 前項の規定により督促を受けた当該交付決定者は、督促で指定した期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後3年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。